

個人情報の保護に関する法律施行条例を制定

12月定例会
議案

12月市議会定例会は、12月2日から14日までの13日間の会期で開き、議案19件を審議しました。個人情報の保護に関する法律施行条例の制定など、主な内容をお知らせします。

条例の制定・改正

●個人情報の保護に関する法律施行条例の制定

(第83号議案)

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、これまで条例に基づいて実施してきた本市の個人情報の取扱いを令和5年度から同法に基づいて実施するため、同法の施行に関する必要な事項を定めるものです。

●総務委員会での主な質疑

問　これまでの条例による取り扱いからの変更点は何か。
答　基本的な部分はこれまでの取り扱いが踏襲されます。が、一部変更点もあります。
大きく3点述べると、1点目は、条例で規定している事項のうち、法律で規律されないものとして、思想、信条、宗教に関する個人情報等、いわゆるセンシティブ情報の収集制限の規定が法律では規律がされない等があります。
2点目は、個人情報を取り扱う事務を開始するときは、これまで個人情報取扱い登録簿に登録をしてい

ましたが、今後は、個人情報ファイル簿を作成・公表する取扱いに変更されます。

容となっており、妥当である。

反対思想、信条、宗教に関する個人情報の収集制限規定がなくなる等、現在の条例より後退する部分がある。

●文教委員会での主な質疑

3点目は、蒲郡市個人情報保護審議会の役割が縮小され、法律の解釈・運用や監視等を行う組織が国の個人情報保護委員会に一元化されます。

元は塩津北保育園の園地には、どのような遊具を置く予定か。

●市民体育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正

答　元は塩津北保育園の園地でしたので、使えるものは流用します。具体的には、丸型うんていと鉄棒はそのまま残し、滑り台は場所を移して使用します。土管や登り棒、ジャングルジムなどを撤去しますが、新しいブランコを設置する予定です。

賛成活発化する官民や地域の枠を超えたデータ利活用に対応するため、別個の法令による規律により生じたきた旧法制の不均衡・不整合を是正するものである。

●児童遊園地の設置及び管理に関する条例の一部改正

(第84号議案)

6日 本会議〔一般質問〕
7日 総務委員会
9日 議会運営委員会理事会
議会運営委員会
14日 本会議〔委員長報告、議案説明、質疑、討論、採決〕

(第85号議案)

●市民体育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正

市民体育センター武道館の大規模改修工事による施設及び設備器具の更新に伴い、使用料の改定等を行うものです。改定の内容は次ページの表のとおりです。また、武道館会議室を廃止します。

この条例は令和5年4月1日から施行となります。

奥リンピック公園の位置を「竹谷町神田35番4」から移転します。